

オンリーワン企業創出事業 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、標記事業の実施に必要な基本的事項を定める。

2 この事業は、北九州市の優れた中小企業者をオンリーワン企業として認定・顕彰するとともに、国内外に情報発信・プロモーションすることにより、市内中小企業の成長を支援し、もって地域経済の振興を図ることを目的とする。

(対象企業の要件)

第2条 この要綱による事業の対象たる中小企業者（以下「中小企業者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であること。
- (2) 市内に本社を有し、市内で2年以上の事業歴があること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 株式会社の場合にあっては、発行済の株式が中小企業者以外の会社により2分の1を超えて保有されていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号 以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）でないこと。
- (6) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）でないこと。
- (7) 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(募集)

第3条 認定を受けようとする者は、オンリーワン企業創出事業実施要領（以下「実施要領」という）に定める認定申込書を、別に定める期間内に市長に提出するものとする。

(認定基準)

第4条 この要綱においてオンリーワン企業とは、次の基準に適合する者をいう。

- (1) 法令を遵守し、確固たる経営理念に基づき地域社会や従業員、顧客等に対して十分な社会的使命と責任を果たしている者。
- (2) 世界規模あるいは国内市場において高いシェアを持つ製品を製造する者又はニッチ分野に特化することで、他社に真似のできない独創的かつ高度な技術・サービスを提供する者。

(認定)

第5条 市長は、認定申込書の提出があったときは、選考の上、認定の可否を決定し、認定を受けようとする者に通知するものとする。

(認定内容の変更)

第6条 認定企業が、次に掲げる事項に該当するときは、実施要領に定める様式により、市長に提出するものとする。

- (1) 名称、代表者又は所在地を変更したとき
- (2) その他、認定申込書に記された内容に変更が生じたとき
(認定の取消し)

第7条 市長は、認定企業が次に掲げる事項に該当したときは、認定を取り消すことができる。取消しを受けた者は認定の効力は将来においてこれを失う。

- (1) 対象企業の要件を欠くに至ったとき
 - (2) 認定基準に適合しないと認められるとき
 - (3) 公序良俗に反し、又はその恐れがあると認められるとき
 - (4) 事業活動を中止又は廃止したとき
- (運用)

第8条 この要綱に定めるもののほか、制度の運用にあたって必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年2月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。